

高根沢町移住支援事業補助金交付要綱

令和元年9月13日

告示第106号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高根沢町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、栃木県と共同して行う移住支援事業（以下「事業」という。）に関し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から高根沢町に移住して就業又は起業等をした者に対し、予算の範囲内において高根沢町移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 写真付き身分証明書（本人確認ができる書類）
- (4) 移住元の住民票の除票の写し（2人以上の世帯での移住の場合は世帯員全員分）
- (5) 別記第1（1）に該当する者のうち東京23区内に通勤していた雇用者にあつては、移住元での就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (6) 別記第1（1）に該当する者のうち東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、履歴事項全部証明書、開業届出済証明書等（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類）
- (7) 別記第1（1）ただし書に該当する者にあつては、在学期間を確認できる卒業証明書又は成績証明書
- (8) 別記第1（3）又は（4）に該当する者にあつては、移住先での就業証明書（様式第3号）
- (9) 別記第1（5）に該当する者にあつては、移住先でのテレワークに係る就業証明書（様式第4号）又は移住先でのテレワークに係る就業時間の証明書（個人事業主・フリーランスの方向け）（様式第4号の2）

(10) 別記第1(5)に該当する者のうち個人事業主にあつては、次に掲げる書類

ア 業務委託契約書等(交付申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)

イ 開業届出済証明書又は確定申告書の写し(開業したことが確認できる書類)

ウ 交付申請日前3か月間における当該テレワーク業務の実態が確認できる書類

(11) 別記第1(6)に該当する者にあつては、関係人口届出書(様式第5号)及び移住先での就業証明書(様式第3号)又は次のア若しくはイのいずれかの書類

ア 農業に就農していること、又は就農を予定していることが分かる書類

イ 家業に就業していることが分かる書類

(12) 別記第1(7)に該当する者にあつては、地域課題解決型創業支援補助金交付要領(平成31年4月23日付け(公財)栃木県産業振興センター通知。以下「補助金交付要領」という。)に定める補助金の交付決定通知書

(13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 別表中「2人以上の世帯での移住の場合」の区分に係る補助金については、申請者と同一世帯に属する者の申請はできないものとする。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により補助金の交付決定をするものとする。

(交付決定の取消し)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等その他のやむを得ない事情として、町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請をした場合 全額

(2) 補助金の交付申請日から起算して3年未満に高根沢町から転出した場合 全額

(3) 補助金の交付申請日から起算して3年以上5年以内に高根沢町から転出した場合 半額

(4) 補助金の交付申請日から起算して1年以内に別記第1(3)、(4)又は(7)に掲げる要件を満たさず職を辞した場合 全額

(5) 補助金交付要領に定める補助金の交付決定を取り消された場合 全額

(請求)

第6条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第12条の規定により補助金

の交付を請求しなければならない。

(返還請求)

第7条 町長は、第5条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて、交付決定者に対してその返還を請求するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に事業に関する報告を求め、また、立入調査を行うことができるものとする。

2 町長は、交付決定者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、第5条に規定する交付決定の取消し又は前条に規定する補助金の返還請求を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 町長は、事業の円滑な実施又は国への実施状況の報告等のため、交付決定者の個人情報(住所、世帯情報、就業先情報、補助金返還情報等)について、栃木県、栃木県内の市町、他の都道府県(当該都道府県内の市区町村を含む。)及び国に提供し、又は確認することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定により補助金の交付決定がされたものに係るこの要綱の適用については、当該交付決定に係る事案に限り、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条関係)

区分	補助対象者	補助金の額
単身での移住の場合	別記第1の(1)及び(2)を満たし、かつ、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)を満たす就業又は起業等をした者	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	別記第1の(1)、(2)及び(8)を満たし、かつ、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)を満たす就業又は起業等をした者	100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者)

		1人につき最大100万円を加算する。)
--	--	---------------------

別記第1（第3条、別表関係）

（1） 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とすることができる。

ア 高根沢町に住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 高根沢町に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

（2） 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱（平成31年4月23日付け地振第16号。以下「県実施要綱」という。）の制定日以降に高根沢町に転入した者であること。

イ 補助金の交付申請日において、高根沢町に転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 補助金の交付申請日から5年以上、継続して高根沢町に居住する意思を有していること。

エ 町税を滞納していないこと。

オ 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等の反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係を有していないこと。

カ 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成

3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

キ 過去10年以内に移住支援金を受給していないこと(世帯員としての場合を含む。)。ただし、移住支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、栃木県知事及び高根沢町長が認める場合を除く。

ク その他町長が補助対象者として不相当と認めた者でないこと。

(3) 就業に関する要件(一般の場合)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

イ 栃木県又は他の都道府県が県実施要綱に規定する移住支援金又は当該移住支援金に相当する補助金等の対象として当該都道府県が開設するマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

エ 上記求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに上記イの求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 就業に関する要件(専門人材の場合)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

エ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(5) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務すること（原則として、恒常的に通勤しないこと）とし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(6) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 補助対象者及びその配偶者のいずれかが補助申請年度の4月1日現在で40歳未満であること。

イ 高根沢町と次のいずれかに該当する関係があること。

(ア) 補助対象者が移住前5年間のうち、高根沢町に複数年ふるさと納税をしていること。

(イ) 補助対象者又はその同一世帯員が過去に通算5年以上高根沢町に住民登録がされていること。

ウ 補助対象者が高根沢町の地域の担い手となるため次のいずれかに該当すること。

(ア) 就農をしていること、又は予定していること。

(イ) 家業に就業をしていること。

(7) 起業に関する要件

補助金の交付申請日が補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(8) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県実施要綱の制定日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請日において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、高根沢町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係を有していないこと。